

令和4年度佐賀市歴史民俗館活用事業応募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光振興を目的とした市民活動において、佐賀市歴史民俗館を会場にイベントを実施する団体を公募するために必要な事項を定めるものとする。

(応募条件)

第2条 次の要件のすべてに該当するイベントとし、提案者は他の団体と協力提携して提案することを妨げないものとする。

- (1) 自ら企画した佐賀市の観光振興に寄与すると考えられるもの。
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を行わないもの。
- (3) 営利を主たる目的とする活動を行わないもの。ただし、イベントの一部として物販等を行うことは可能。
- (4) 日常的活動でないもの。
- (5) 実施日数が2日以内であるもの。

(提案条件、提出書類等)

第3条 企画募集する事業の提案条件は、次のとおりとする。

(1) 事業内容

佐賀市歴史民俗館の有効な活用を行い、観光振興に資するもの。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた事業であること。

(2) 会場

歴史民俗館のうち旧古賀銀行、旧古賀家、旧牛島家、旧三省銀行のいずれかを利用する。ただし、市の主催（共催）するイベントが優先される。

(3) 事業実施期間

歴史民俗館の開館日

ただし、市の主催（共催）する事業及び歴史民俗館の休館日を除く。

(4) 応募回数

同一の団体又は個人による応募は、第一期（6月1日から8月31日まで）、第二期（9月1日から12月28日まで）につき、それぞれ1回限りとする。

(5) 応募期限

原則として、イベント実施日の1か月前まで（市報を用いて当該イベントの告知を希望する場合は、2か月前まで）

2 提出書類の内容、提出方法等は次のとおりとする。

(1) 提出書類

佐賀市歴史民俗館活用事業応募用紙（様式第1号）

イベントの詳細が分かる企画書（任意様式）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策がわかる資料（任意様式）

(2) 提出場所及び方法

佐賀市観光振興課に持参又は郵送等によって提出すること。ただし、持参の場合は開庁日（平日のみ：9時～17時）を条件とする。

3 企画書等の作成に要する費用は、企画提案者の負担とする。

（選 定）

第4条 選考は書類選考とする。審査基準については別に定める。

（補 足）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。